

---

# 再生可能エネルギーに係る新税について

---

## なぜ、再エネ新税を創設（課税）する必要があるのか。（課税の意味合い）

---

- **共生条例と一体となって、その政策効果を高めるため、税制を活用する。**
  - ・ 共生構想で示している本県が目指す姿は、未来世代に引き継ぐべき自然環境をしっかりと保全した上で、地域の合意が得られた再生可能エネルギー事業が展開され、地域の活性化と持続的発展につなげていくことである。
  - ・ そのためには、共生条例によるゾーニングや合意形成プロセスが、将来にわたって確実に維持されていかなければならない。
  - ・ また、再生可能エネルギー事業とともに地域が歩んでいけるよう、県民の理解促進と自然・地域との共生を図っていく必要がある。
  - ・ 一方で、既に農山漁村再エネ法により、地域の合意形成が図られ、自主的に地域貢献に取り組んでいる事例も見られる。
  - ・ このような点を踏まえ、単に財源調達機能を求めるのではなく、共生条例と一体となって、その政策効果・実効性を高めるための手法として、税を活用することとする。

# 税制度の骨子（基本的制度設計）

---

## （1）前提

- 対象とする再生可能エネルギーとその規模は共生条例と同様とする。

※ 陸上風力（500kW以上）、太陽光（2,000kW以上）を対象

## （2）課税客体（納税義務者）

- 再生可能エネルギー発電設備の所有に対し、設備の所有者（発電事業者）に課税する。
  - ・ 課税客体は課税の基因であり、その発生には明確さが求められること
  - ・ 発電の有無にかかわらず、発電設備の設置・所有という事実をもって、自然環境や景観等への影響を生じさせていると言えること
  - ・ 再生可能エネルギー発電設備という資産の所有に担税力を求めることが可能であること

## （3）課税標準

- 再生可能エネルギー発電所の出力とする。
  - ・ 一定で客観的な指標であることが望ましいこと
  - ・ 自然への影響等は発電所の出力の多寡（設備の規模）が大きく影響すると考えられること

# 共生制度（ゾーニング）との関係性

課税案	A案	B案
調整地域	標準	税率
共生区域	非課税（課税免除）	軽課
保全地域	重	課
保護地域	重	課
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 税による共生区域への誘導効果が期待できる。</li> <li>② 共生区域を非課税とすることで、すでに行われている地域貢献の枠組みや既存事業への配慮がなされる。</li> </ul>	—
デメリット	—	共生区域にも課税することで、すでに行われている地域貢献の枠組みに影響を及ぼす可能性がある。

## 税率（負担水準）①

---

- **基本的な考え方として、F I T 価格等に基づく営業利益（推定値）に着目し、負担水準を設定する。**
  - ・ 再生可能エネルギー発電事業者は、一定期間、F I T 価格等による売電が可能であること
  - ・ 現在行われている地域貢献の取組例等を参考に、本県の優位性を維持し、事業継続に支障がない負担水準とすること
  - ・ 売電収入の1%程度の負担水準をベースに検討
    - ※ 本県の農山漁村再エネ法の設備整備区域での地域貢献例としては、単純平均で、売電収入の概ね1%程度
    - ※ 法人事業税の収入金額課税の税率・・・1%（送配電）、0.75%（発電、小売）
    - ※ 法人県民税法人税割の税率・・・1%（制限税率2%）
  - ・ 2025年度のF I T 価格等をもとに、売電収入、営業利益を推計すると、売電収入の1%程度は、陸上風力では営業利益の概ね3.2%程度、太陽光では概ね6.6%程度である。
- **F I T 価格は変動するものであるが、制度の安定化を図るため、直近のF I T 価格に基づき制度設計を行う。**

ただし、状況の変化に対応していくため、一定期間経過後、見直しを行う。  
（恒久措置とした場合、本県の優位性に基づく事業の集積を阻害する可能性がある。）

## 税率（負担水準）②

---

### ○ A案の場合

- 標準税率となる調整地域は共生区域と差別化を図る必要があることから、負担水準を若干上乘せし、陸上風力では4%、太陽光では7%とする。

⇒ 税率の目安 陸上風力 400円/kW、太陽光 140円/kW 程度

### ○ B案の場合

- 標準税率となる調整地域はA案と同額とする。
- 共生区域は農山漁村再工不法の地域合意や地域貢献の枠組みを考慮し、軽課する。

⇒ 税率の目安 陸上風力 100円/kW、太陽光 40円/kW 程度

※ 環境負荷や脱炭素の観点から、自動車税種別割のグリーン化特例（概ね75%軽減）を参考にした場合

- 保全地域（保護地域）は、自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域（保護する特別な地域）であり、原則、再生可能エネルギー事業を計画できない地域であることから、A案、B案とも重課する。（宮城県の負担水準20%を想定）

⇒ 税率の目安 陸上風力 1,990円/kW、太陽光 410円/kW 程度

# (参考) 税率の考え方のイメージと事業モデル

## 【考え方】

- 再エネ発電事業は、FIT価格等の高低に応じて、営業利益が変動するという特殊性を有する。
- FIT価格等をもとに売電収入、営業利益を推定し、営業利益に対する新税の負担割合が一定となるように税率を設定する。

※営業利益に対して課税するわけではない。

売電収入	運轉維持費
	減価償却費
	租税公課
	営業利益

※売電収入、運轉維持費（保守点検費、修繕費、土地賃借料など）、減価償却費は、国の調達価格等算定委員会資料等に基づき試算。

※売電収入から運轉維持費、減価償却費、租税公課を除き、営業利益を試算。

## 【事業モデル】

- 風力発電事業を20年間実施
- 発電出力：500 kW FIT (FIP) 価格：13円
- 設備利用率（29.1%）
- 減価償却は17年定額法、廃棄費用は最終年度のみ

(単位：千円)

(千円)	1年目	20年目	合計	平均
売電収入	16,570	15,065	316,124	15,806
運轉維持費	4,250	4,250	85,000	4,250
減価償却費	6,706	-	114,000	5,700
租税公課	1,494	113	10,986	549
廃棄費用	-	6,775	6,775	339
営業利益	4,120	3,927	99,363	4,968

### <課税額の目安額>

営業利益の平均 4,968千円 × 4% = 198.72千円

### <税率>

500kW × 税率 (円/kW) = 198.72千円

⇒ **400円/kW**

※ 売電収入の平均 15,806千円 × 1%/500kW = 316.12円/kW

## 既存事業（設備）の取扱い

---

- **既存事業（設備）も原則として課税対象に含める。**
  - ・ 税負担の公平性が求められること
  - ・ 自然環境や景観等への影響があることは既存事業も同様であること
  - ・ 共生制度の理解促進等の恩恵は既存事業にも及ぶこと
  - ・ 設備が設置されている間は、本県の地域資源を活用していくこととなること
  
- **ただし、調整地域（保全地域）における既存事業が共生条例の枠組みの中で共生区域における事業と認定された場合は、非課税（課税免除）又は軽課する。**

そのため、共生区域への移行に要するための周知・準備期間を設ける。



## (参考) 税率・税額モデルケース

- ※ 県内のFIT認定施設（運転開始・開始前）をもとに試算（運転開始前の施設については一定の仮定で試算）
- ※ 調整地域・保全地域に設置される発電設備のすべてが3年間の周知期間後に共生区域へ移行すると仮定
- ※ 税率は直近のFIT（FIP）価格をもとに試算したイメージ

課税案	A案	B案
調整地域	陸上風力400円/kW、太陽光140円/kW	同 左
共生区域	非課税（課税免除）	陸上風力100円/kW、太陽光40円/kW
保全地域	陸上風力1,990円/kW、太陽光410円/kW	同 左
保護地域	陸上風力1,990円/kW、太陽光410円/kW	同 左
税込見込額（年間） ※（ ）は農山漁村再エネ法に係る既存事業を除き、共生区域への移行がない場合	0円 （約4億800万円）	約1億4,900万円 （約4億5,300万円）
（参考）うち農山漁村再エネ法に係る既存事業分	0円	約4,500万円

## 使途（現時点の想定）

---

現役世代が将来世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等を保全し、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進する観点から、再生可能エネルギーに係る県民の理解促進と自然・地域との共生のための諸施策を想定。

### （１）自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度の推進

共生制度の理解促進

### （２）自然環境、景観、歴史・文化等の保全

森林整備等による森林環境の保全、環境保全のための調査や普及啓発、自然公園や自然歩道の整備

### （３）再生可能エネルギーの普及促進

再生可能エネルギー産業の振興、脱炭素・地球温暖化対策の推進、家庭等における再生可能エネルギーの導入促進

## 主な論点（特に意見を伺いたい事項）

---

### （1）税率設定の考え方の妥当性について

- ・ 法定税（固定資産税等）や地域への資金協力などの負担がある中で、売電収入の1%程度を目安に、標準税率を設定していること
- ・ 共生区域における事業をすべて非課税又は軽課としていること  
（地域により差を設ける必要はないか。）

### （2）既存事業（施設）の取扱いについて

- ・ 共生区域へ移行しない既存事業（施設）に対して課税すること

### （3）課税標準の妥当性について

- ・ 再生可能エネルギー発電所の出力としていること  
（より客観的で望ましい指標はないか。）